

## 市議会 6 月定例会 行政報告（6 月 1 0 日）

市議会 6 月定例会に当たり行政報告いたします。

### 新発田中井デイサービスセンターの廃止について

はじめに、新発田中井デイサービスセンターの廃止について御報告いたします。

新発田中井デイサービスセンターは、公設のデイサービスセンターとして平成 1 1 年度に開設し、一般財団法人下越総合健康開発センターに運営を委託し、平成 1 8 年度からは指定管理者制度を活用して、引き続き同センターが運営してまいりました。

同施設は、開設から 2 5 年が経過していることから、老朽化により多額の設備更新費用が発生する見込みであることに加え、当市の介護予防の取組の成果や、利用者の趣向の多様化、在宅で介護している御家族のフルタイム勤務の増加により、御家族が在宅している時間帯とデイサービスの利用時間帯が合わなくなったことなどから、利用者数は減少しております。

これらの状況を受けまして、下越総合健康開発センターから、令和 8 年 4 月 1 日から始まる、次回の指定管理者の

募集には応募しないとの申し出を受けております。

同施設は、ほかに指定管理者に応募する事業者が現れる見込みがないこと、また、民間事業所によるデイサービスセンターの整備が進んでおり、サービスの提供体制は引き続き維持できることから、現在の指定管理期間が満了となる令和8年3月31日をもって同施設を廃止することとしたいというものであります。

今後の対応といたしましては、利用者の皆様とその御家族に、廃止に至った経緯や他のデイサービスセンターへの移行について丁寧に説明し、御理解をいただくとともに、利用者の皆様が、希望する施設へ円滑に移ることができるよう、しっかりと調整してまいりたいと考えております。

また、関係条例の一部を改正する一般議案、施設の閉鎖に伴い必要となる予算等につきましては、今後の議会で改めて提案することとしております。

### **株式会社紫雲寺記念館の破産手続終結決定について**

次に、株式会社紫雲寺記念館の破産手続終結決定について御報告いたします。

株式会社紫雲寺記念館から、昨年4月1日に、同社の代理人弁護士を通じて、自己破産の申立てを行う旨の通知があり、4月9日、新潟

地方裁判所新発田支部において、破産管財人弁護士が選任され、破産手続が開始されたところであります。

当市といたしましては、同年6月4日付けで新潟地方裁判所新発田支部に債権届出書を提出しましたが、同社の未払い電気料金や電話回線使用料のほか、販売済みの回数券利用分や光熱費高騰対策補助金の精算金など、債権額の総額は、6,261,850円に上りました。

その後、同年7月17日、10月23日、本年1月29日、及び5月28日の4回にわたって債権者集会に出席し、破産管財人から、破産に至る経緯、破産者の財産状況、破産手続の進捗状況などの報告を受けるとともに、当市の債権回収に向けて意見を述べてまいりました。

このような中、先月28日の4回目の債権者集会において、債権に対する配当の金額が確定いたしました。配当の金額は、債権の総額134,752,477円に対して、3,064,901円、配当率は、約2.27パーセントとなることから、当市の配当金は、債権金額6,261,850円に対して、143,855円と確定したところであります。

他方、これまでの施設運営につきましては、利用者からの要望に応え、弁当類の販売やレストラン等のテナント事業者の公募を行ったところではありますが、いずれも結果につながる状況には至っておりません。現在は、飲食の持ち込みを認めることで、近隣の類似施設とは異なる新たな特長を打ち出し、相応の評価を得ているものと考えており

ます。

今後につきましては、来館者数の回復を目指し、新しい特典サービスや入浴プラン等の提供のほか、企業の福利厚生との提携に向けた営業活動など取組を進めてまいります。

また、安定した施設運営を進めていくためには、民間への売却が有力な選択肢であるため、年度内を目途に一定の方向性を示していきたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。